

## 委 託 契 約 書

委託者岡山県（以下「甲」という。）と受託者○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- |         |   |
|---------|---|
| 1 業務の名称 | 岡山県文書管理システム導入業務                           |
| 2 委託期間  | 契約締結の日から令和7年3月31日まで                       |
| 3 委託金額  | 金XXX, XXX, XXX円（うち消費税及び地方消費税の額金XXX, XXX円） |
| 4 契約保証金 | ○○○○○○○○                                  |

### （総則）

第1条 乙は、別紙岡山県文書管理システム導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び乙の令和6年〇月〇日付け提案書（以下「提案書」という。）に基づき、頭書の委託金額（以下「委託料」という。）をもって、頭書の委託期間の末日（以下「履行期限」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第3条 乙は、甲が委託業務の一部について第三者に委託し、又は請け負わせることを承認した場合を除き、これを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

### （委託業務の調査等）

第4条 甲は、必要と認めるときは随時、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は委託業務の実施について実地に調査し、若しくは指示することができる。

### （委託業務の変更等）

第5条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の実施を中止させることができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、乙と協議してその損害を賠償しなければならない。

### （損害賠償責任）

第6条 委託業務の実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙がその賠償の責めを負うものとする。

### （検査）

第7条 乙は、委託業務が完了したときは、甲が別に定める業務完了届を甲に提出し、検査を受けるものとする。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条の検査に合格したときは、委託料を書面により請求するものとし、甲は、乙の適正な請求のあった日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

2 甲が支払期日までに乙に対して請求金額を支払わないときは、甲は支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、未払いの請求金額につき年2.5パーセントの割合で算定した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるときは、乙は、当該端数を請求しないものとする。

(契約不適合責任等)

第9条 甲は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものである場合は、乙に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は甲に不相当な負担を課するものではないときは、甲が請求した内容と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項本文に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて同項に規定する履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に当該履行の追完がないときは、甲は、同項に規定する契約の不適合の程度に応じて契約金額の減額を乙に請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を乙に請求することができる。

(1) 第1項の規定による履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が第1項の規定による履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により特定の期限又は一定の期間内にこの契約による債務を履行しなければ、この契約の目的を達成することができない場合において、第1項の規定による履行の追完がなくその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、甲が前項の規定により催告をしても第1項の規定による履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項の規定による契約の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、乙に対し、前2項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

5 第1項から前項までの規定は、損害賠償の請求及び契約の解除権の行使を妨げるものではない。

6 乙が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しない委託業務を甲に引き渡した場合において、第7条の検査に合格した日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第10条 乙がこの契約による債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めて乙に催告をし、その期間内に当該債務の履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成することができないとき。

(4) 契約の性質又は甲若しくは乙の意思表示により、契約期限までに目的物を引き渡さなければこの契約の目的を達成することができない場合において、乙が目的物を引き渡すことなく契約期限を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。

(1) 甲が行う検査に際し、乙若しくはその代理人等が甲の職員の職務執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為を行ったと認められたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

4 前3項の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

5 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

第11条 甲は、この契約による債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前条第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除することができない。

